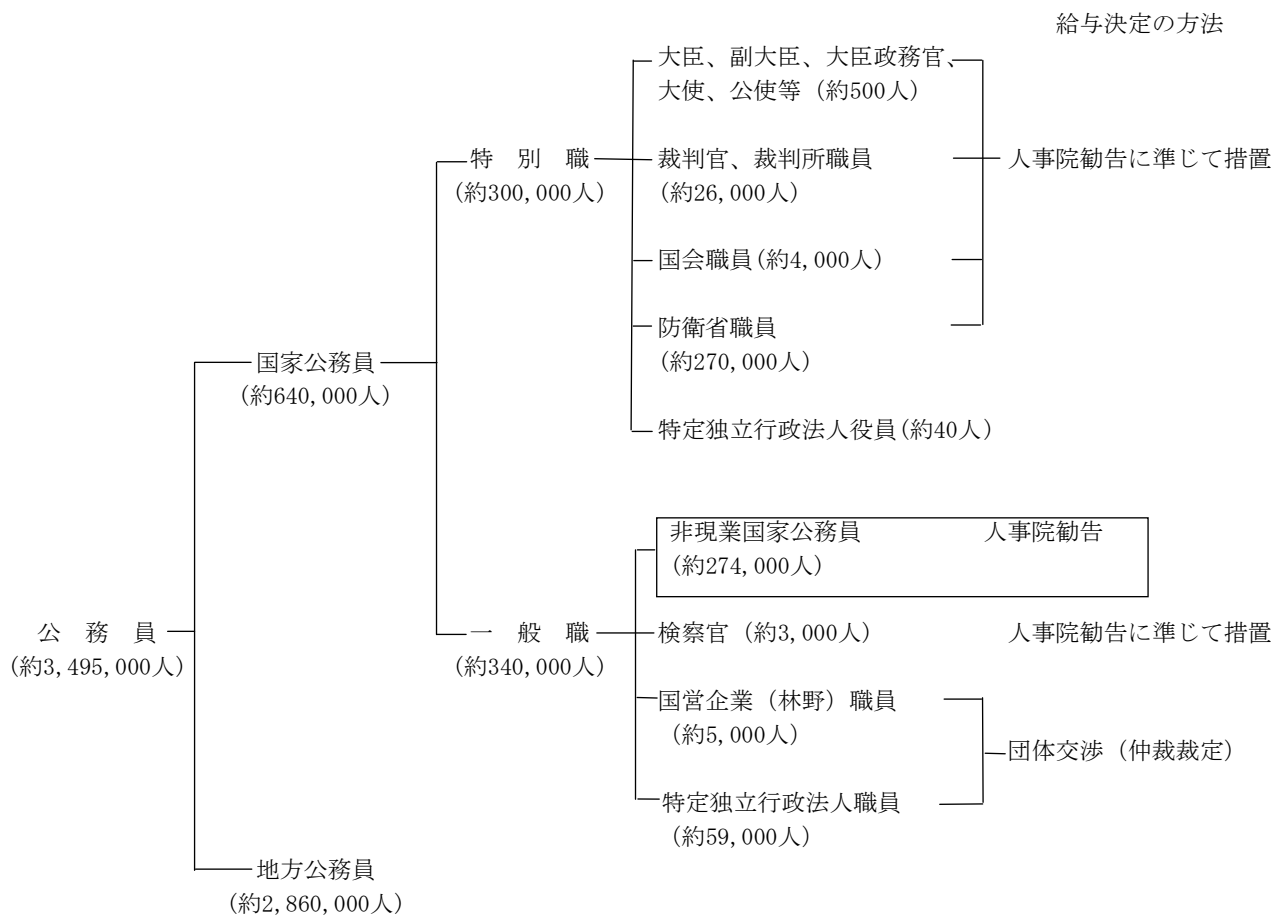


公務員の種類と数

公務員は、国家公務員が約64万人、地方公務員が約286万人。



(注) 1 国家公務員の数、以下を除き、平成22年度末予算定員による。

① 特定独立行政法人役員数は、平成22年1月1日現在の法律上の規定の上限数。

② 特定独立行政法人職員数は、平成22年1月1日現在の常勤職員数。

2 地方公務員数は、「平成21年地方公共団体定員管理調査」による一般職に属する地方公務員数である。

3 職員数については、端数処理の関係で必ずしも合計数とは一致しない。

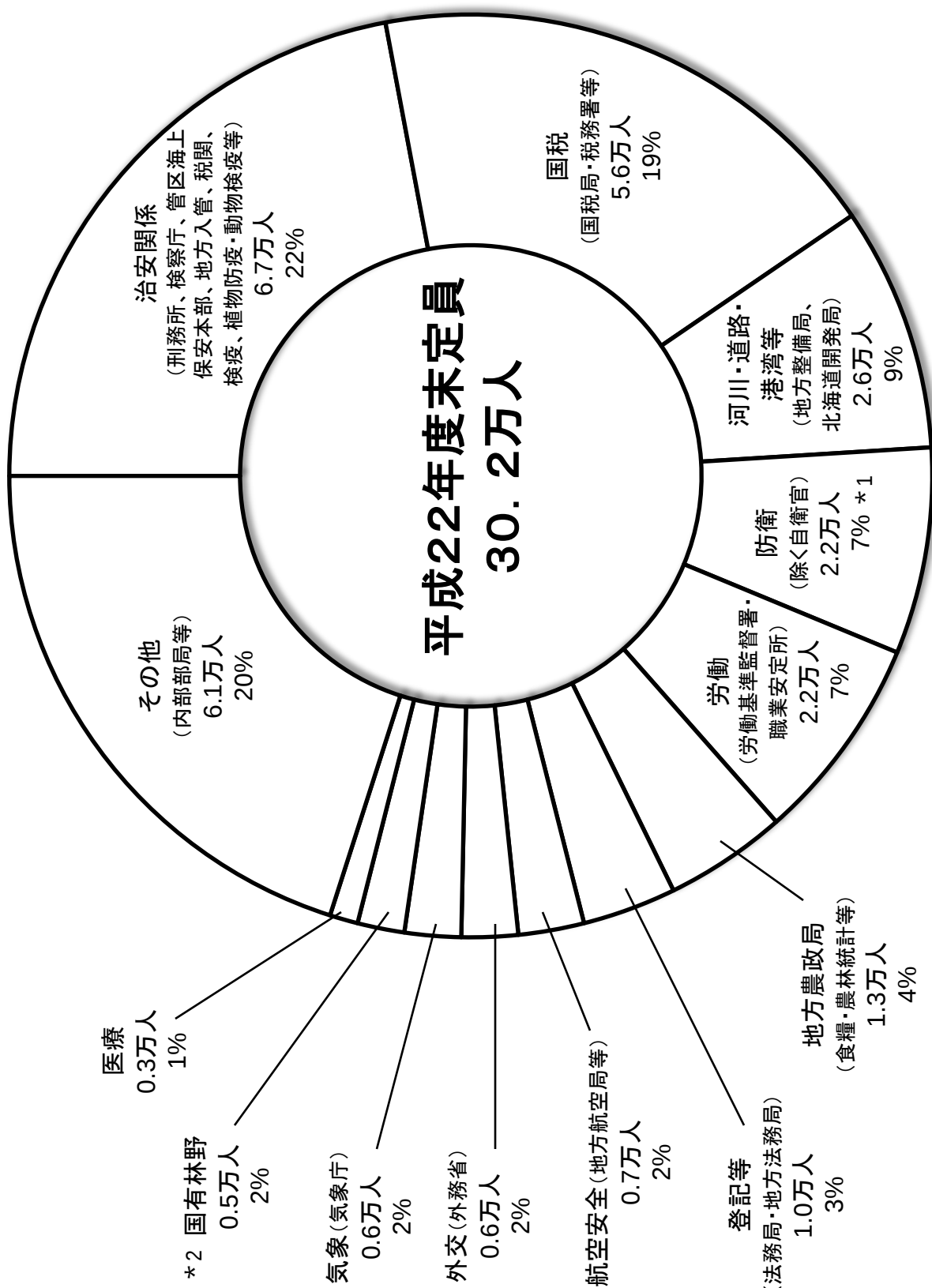
国の行政機関の定員の主な内訳
(平成22年度末)

注)平成22年度末定員は、1頁の非現業国家公務員(27.4万人)に防衛(2.2万人*1)と国有林野(0.5万人*2)を含んでいるため、合計30.2万人となっている。

30.2万人				
内部局	施設等機関	特別の機関	地方支分部局	
4.0万人	3.7万人	3.5万人	19.0万人	
	刑務所等	自衛隊 ^{*1} （非自衛官）、検察庁、在外公館等	国税局、税務署	都道府県労働局 （労働基準監督署、職業安定所）
			地方整備局	地方農政局（食糧、農林統計等）
			管区海上保安本部	法務局（登記等）
			税関	北海道開発局
			財務局	森林管理局 ^{*2}
			地方航空局	管区警察局
			地方運輸局	管区气象台
			地方入国管理局	地方防衛局
			地方厚生局	経済産業局
			その他	
			5.5万人	2.2万人
			2.1万人	1.3万人
			1.1	1.0
			0.9	0.5
			0.4	0.3
			0.4	0.2
			0.4	0.2
			0.9	0.9

国の行政機関の分野別定員

(注) 平成22年度末定員は、1頁の非現業国家公務員(27.4万人)に防衛(2.2万人*1)と国有林野(0.5万人*2)を含んでいるため、合計30.2万人となっている。



*2 国有林野

出所：平成 22 年国家公務員給与等実態調査（＊）

（＊）調査の対象は、人事院勧告の対象である非現業国家公務員約 274,000 人（1 頁参照）

管理職手当（俸給の特別調整額）の支給状況

	5 種	4 種	3 種	2 種	1 種	受給者計
本府省				室長	課長	
管区機関		課長		部長	機関の長	
府県単位機関	課長		部長	機関の長		
受給者	人 10,832	人 17,180	人 6,409	人 4,235	人 2,941	人 41,597

指定職俸給表の適用状況

号俸	人員
	人
1	2
2	190
3	375
4	148
5	64
6	15
7	20
8	18

（注）指定職俸給表：事務次官、外局の長、本省の局長、規模の大きい試験所、研究所、病院又は療養所の長等の官職を占める職員に適用

適用職員数

832 人

人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）

（指定職俸給表の適用範囲）

第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

- 一 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官
- 二 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第三項 の庁をいう。）の長官
- 三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視總監、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、農林水産審議官、経済産業審議官、原子力安全・保安院長、技監、国土交通審議官及び地球環境審議官
- 四 国家行政組織法第三条第二項 の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁及び金融庁の官房長及び局長
- 五 気象大学校長及び海上保安大学校長
- 六 経済社会総合研究所長
- 七 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長（前号に掲げる職員を除く。）で指令で指定するもの
- 八 規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの
- 九 その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの